

元明天皇と古事記の誕生

阿部寛子

一、序

古事記の成立を語るのは唯一その序をおいてない。にもかかわらず、その序が信じ得るものが否か未だ諸説分かれている今日、古事記の本質を女性的なもの私的なものとみなす神田秀夫氏は、その序があまりに本質とかけ離れ官僚臭さを湛えているという見地から、序文切捨てによる古事記の成立のまったく新しいプロセスを示された。(1) 氏は言われる。古事記は、その企画は持統天皇に発し、文武天皇が幼少の時人磨と憶良とが合作した六九〇年前後の作品であり、読者として予想されていたのは輕皇子(文武)や後の元正天皇であった、と。

古事記の成立は、大野博士などによって究明された上代特殊仮名遣により一応日本書紀成立以前であると断じておられる氏がその持統朝成立を主張されるのは、その中でくりかえし述べておられる如く、古事記の本質があまりにその序文と

相反するものだというところから発している。序文には官僚臭紛糾たるものがあり、一方本文には須佐之男命や佐保姫や衣通王と輕太子のような悲劇的人物が描き出され、しかも恋愛、結婚、子孫、祖先、血縁などが熱心に記されていることから女性的なものを強く感じ、その両者の矛盾から古事記の序文をまったく抹殺してしまわれた。そこで設定されたのが、背の君を亡くし草壁皇子を失い悲しみに沈んでいる持統女帝であり、さらに阿礼と安万倍のかわりに人磨と憶良とを登場させているのである。

氏が序の切捨てを決意されたのは、その成立を日本書紀成立以前であると認めながらも序のあまりに官僚的な臭を感じられた故であった。しかし、古事記の本質を女性的なもの私的なものと認めるには、氏の言われる如く序を切捨てて考えねばならないのだろうか。

氏の主張される古事記の本質観に対し、私は大いに共鳴を覚えるものであるが、その成立過程に対しても少々疑問を

抱かざるを得ない。

古事記は、その序によると和銅四年即ち元明天皇の時代に成立している。しかもその元明朝には、上代文学史上古事記と並び称される風土記の撰進を命じたといわれる官命が下された事実がある（和銅六年五月）。

この注目すべき二つの現象はまつたくの偶然なのだろうか。そしてこれらのこととは元明天皇とは何のかかわりあいもないのだろうか。

元明天皇の万葉集に残された歌は少ない。そのためか從来あまり文学的に重視されて来なかつたのが元明である。しかし、その治世に古事記の誕生、風土記撰進の詔が下されていりという事実があるならばやはり一考に値する女帝であろう。しかも続日本紀を中心に入明天皇その人を考えてみた時、私には元明こそ文学としての古事記を生ましめた女帝に他ならないとさえ思えてきたのである。

神田氏の古事記の本質観に、私は深く賛意を表する者であるが、ここではまず序を信じ、その成立が元明朝にあつたものとして、元明天皇と古事記誕生との関係を考えてみたいと思う。

二、風土記撰進の詔まで

阿闍皇女が元明天皇として即位したのは、文武朝からの旱害、蝗害、風害などによる社会不安が増大するきなしたことであつた。慶雲期に入ると世は「陰陽失度、炎旱弥旬、百

姓飢荒、或陷三罪網」（慶雲二年八月）、「是年、諸国二十飢疫」（同二年）という状態であり、しかもその翌年には「天下諸国疫病、百姓多死」（同三年）といよいよ事態は陥悪化してきている。文武天皇はこのような苦境の中で病のため讓位の志を抱いたが、阿闍皇女は固く辞して受けなかつたと伝えられる（同三年十一月）。しかしその皇女も文武崩御と共に遺詔を継がざるを得なくなり、ここに元明天皇の登場をみることになったのである（同四年七月）。

讓位の志を固辞したのは、そのあまりに不安な世情のためでもあつただろう。しかし、一国に君臨しその政務を執るというその重大な任務を認識し得た元明であつたからこそ、この慎重な態度が示されたのかもしれない。というのも、即位の際に示された宣命形式の詔の内容は単なる形式的なものにとどまらず、そこには意味深長なものが窺われてならないからである。まずその冒頭には、持統天皇から文武天皇への皇位の継承が天智天皇の定めた「与天地共長、与日月共長遠、不改常典」によるものであるということが事事しく強調されているが、それは恐らく首皇子の成人をまつて皇位を継承することの暗示であり、自分はあくまで中継的な役割であることを示しているもの、と解釈されている。元明がここで次代の天皇たるべき首皇子を念頭におき、その旨を暗示していることは、そうした元明の慎重さの一端を偲ばせるものであらうが、さらに「親王始而、王臣百官人等乃淨明心以而、彌務爾彌結爾阿奈々比奉輔佐奉事爾依而志、此食國天下

止泰母 所念坐、又天地之共長遠不改常典 止

之政事者平長将在立賜廟食國法母、傾事無久動事无久渡將去」と近江令遵守のため親王、百官人の協力を求めている姿は、その元明の姿をさらに浮彫にしてくれるものであろう。もちろんこうした言辞は他の即位の詔にもみられるため類型的なものであるとも言えようが、ここには「天地之共長遠不改常典」が再び強調されており、この様な具体性をもつた即位の詔がこの元明によつて始めて示されたことは注目すべきことと思われ、しかもそれは単に即位の詔の中だけに終らず、その治世を一貫して流れている精神とも思われるからである。即ち「張設律令、年月日久矣、然纏行一二、不_レ能悉行、良由諸司怠慢不_レ存_ニ格勤、遂使_レ名充員數空廢_ニ政事_ヲ、若有_レ違犯而相_ニ隱者第二者上、以_レ重罪_ヲ之、無_レ有_レ所_ニ原」(和銅四年七月)と律令の徹底しないことを憂えその格勤を促していること、又その翌年にも同じく「制法以来、年月淹久、未_ニ熟_ニ律令、多有_ニ過失」として、諸司主典以上、諸国朝集使に詔を下して戒めている(同五年五月)ことなどからも、それは十分窺えよう。

そもそもこうした即位に際しての詔が示されるようになつたのは文武天皇以来であるといつてよく、それまでの天皇にはまったく残されていない。しかも、いゆる宣命形式の即位の詔の始まりがこの文武でもある。もちろん宣命形式の詔はこの時に始まつたものではなかろうが、即位に際しての詔がこの文武をもつてはじめて示され、その上難解な語句をもつて朗々と宣られるこの宣命形式が即位の詔に用いられていることは、たとえ形式的なことではあれ、こうしたものと示すことが必要とされたのではあるまいか。

周知の如く、持統がこの文武に位を譲つたのは、立太子のあつた後幾許もない頃、十五才という幼少の皇子に対してであつた。してみれば、ここで始めて即位の詔が事事しく示されたのもこの弱冠の天皇に対する持統の配慮の表われとも考え得よう。持統は一旦讓位をしたとはいうものの「日並所知皇太子之嫡子、今御宇_ヲ留天皇授賜而並坐而此天下平治賜比諧賜岐」(慶雲四年七月)とある如く、その太上天皇時代にも文武と並んで政務を執らねばならなかつたらしい。そうした文武であればこそ「天皇朝庭敷賜行賜廟食國法乎、過犯事無久、明支淨支誠之心以而、御称稱而緩急事無久、務結而仕奉」(文武元年八月)と宣る必要があつたと思われるのである。

さて、元明の即位のことがあつたのは慶雲期の不安な世情の続くさなかであった。してみれば、ここで元明がわが位置の重さを認知し、先帝の即位の宣命の様式を受け継いでその位置を権威づける必要を感じたそのこと自体が、すでに元明の慎重さを示しているものと言えるのではなかろうか。次代の元正女帝の即位に際しても詔は示されている。しかしそれが宣命形式のものではなく、しかも皇位を受け継ぐ旨と祥瑞による改元のこととが述べられているすこぶる簡潔なものであることから考えても、この元明の即位の宣命は、形式以上のものを意味し懸命に政務と取り組まんとしている姿を示

しているように思われる所以である。

七〇七年元明朝はスタートし、七〇八年正月の和銅の改元と共に刷新政治の第一歩がここに踏み出されることになった。この改元は、武藏国にとれた和銅を「天坐神地坐祇乃相于豆奈^比奉福波倍奉事爾^而依而、顯久出^{多留}宝」であるとして行なつたものであり、こうした祥瑞改元によつて、不安な國状がいくらかでも安定化されれば、といった願がそこにはこめられていたのかも知れない。

元明はこの改元と共に新たな心意氣で出発したのである。そして間もなく、今度は平城遷都の旨の詔が示されたのである（和銅元年二月）。とは言え「遷都之事、必未^レ遑也」というのが元明の心境であったのか、その詔の表現も「……而王公大臣咸言、往古已降、至三子近代、揆日瞻星起^ニ官室之基、ト^ニ世相^ニ土、建^ニ帝皇之邑、定^ニ新之基永固、無窮之業斯在、衆議難^レ忍、詞情深切……」などと、王公、大臣達の強い意見によつて決断せざるを得なくなつた旨が暗示され、しかも「……昔殷王五遷、受^ニ中興之号、周后三定、致^ニ太平之称、安^ニ以遷^ニ其久安宅……」とまで述べて遷都の理由の正当化に懸命になつてゐる姿がみられるのである。かくも弁解がましい詔が発せられたということは、一方ではそれが反対する勢力又は状況があつたことを意味してもよいよう。思えばわずか十数年前持統朝のあの大規模な藤原宮遷都があつたばかりである（六九四年、持統八年一月）。しかも文武朝以来の農民達の生活苦を考慮に入れたならば、今度の

遷都断行は決して歓迎者ばかりではなかつただろうし、元明自身にも心の重いものがあつたに違いない。吉永登氏の説かれる如く、

天皇御製

ますらをの鞆の音すなりものふの大臣楯立つらしも

（1・七六）

御名部皇女奉^ニ和御歌

わご大君物な思ほし皇神のつぎて賜へるわれ無けなくに

（1・七七）

という二首が、遷都に際してのものと考えうるなら、氏の言われる「今や遷都の詔勅が中外に宣せられようとしている。必ずしも自らの意図に出たとは言えぬ遷都の布告であるだけに、天皇の心は重いものがあつたことであろう。そうした時、弓弦を張つたとみえて鞆の音が聞えてくる。さてはいよいよ將軍たちが楯を立てて諸門を固めにかかるつてゐらしい。抵抗に対する心配はなくなつただけに、人民に無理を強いる悔恨の情で胸がいたむ」（2）といった状況はまさに元明を思い描くに恰好であろう。そしてこれこそ、先に記した如き即位の際に示された姿、即ち譲位の志を固辞している元明、又皇位を踏むにあたつて近江令遵守のため多くの臣下に協力を要請している元明、そしてもう次代の天皇たるべき皇子を心に留めている元明の姿などと結びつくと思われる。遷都断行によつて引き起こされる農民の生活苦を考え胸を痛めてゐる姿はまさに「わご大君物な思ほし……」と詠まざる

を得なかつたものだつたのだろう。

元明が憂えた如く、事実この造都の事業の開始は苛酷な労働を人民に課することになり、必然的に彼らの生活を苦しめことになつてゐた。世は「諸国役民、勞於造都奔亡猶多、雖禁不止」（和銅四年九月）という状態となり、しかもこの頃、慶雲期の飢餓、疫病の流行はやや鎮まつたとはいまだまだ天災、疫病に悩まされている状態は続いていた。課役の負担に耐えかねた農民は次々に浮浪人化してゆくらしく「畿内及近江百姓、不畏三法律、容隱浮浪及逃亡仕丁等、私以駆使」（同二年十月）と、そうした浮浪人や逃亡の仕丁が容隱され駆使されていることが知られるが、このような動きこそ農民を個別的に支配する律令の支配体制をゆるがし、やがては律令体制をもおびやかすものとなるため、これを防ぐための手段がもちろん講じられてはいる。直接農民達に賑恤し、かつ調査を免する旨の詔を度々下していることはもちろん、先に記した如く、律令の徹底しないのを憂え、政務の恪勤、律令の励行を命じてゐるのも、こうした事態に対処してのものと考へられよう。又、地方行政にも一段と目が向けられたのがこの期であつた。蝦夷討伐を行ない（同二年三月）、各国に都亭の駅を新設する（同四年正月）一方、出羽、丹後、美作、大隅国等の新設（同四年正月、六年四月）や、各郡の新置（同四年三月、同五年十月）などがみられることによつて次第に地方の組織が整備されてゆくことは知られよう。

こうした律令体制徹底のための施策がどれ程元明一人の力によつてなされたものかは不明であるとはいものの、あの即位の宣命に示された近江令遵守の精神をも考慮に入れるならば、自ずとそこには懸命に政務と取り組んでいる元明の姿が浮びあがつてくると思われる。七〇〇年に行なわれた平城遷都のことも、一度は懸念を抱きかつ農民達のことで胸を痛めながらも、先に記した如き詔をもつてそれを断行したのは、動搖する時代の中で何とかして律令体制の充実さを誇示せんと願つた故の処置であつたかもしれない。

さて、かくの如く律令体制の徹底、安定化を願つて行なわれた政策の中で、もう一つ忘れてはならないもの、それは七三年に下された、

畿内七道諸国郡鄉名著好字、其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具錄色目、及土地沃瘠、山川原野名号所由、又古老相伝旧聞異事、載于史籍、言上

といふ詔である（和銅六年五月）。秋本吉郎氏の言われる如く、この詔をもつて風土記の撰進を命ずる指令であるとしてよい（3）のなら、ここにも注目すべき元明の一面が示されてゐると思われる。即ち、地方整備を目指して国郡が活発に増置、新置されてゆくこの期にあつて、ここに記されている第二、第三項目の報告要求はまさに政治経済的意図から出たものであろうが、こうした政治経済的なものは一応無関係なものとみなしえる第四、第五項目即ち「山川原野名号所由」「古老相伝旧聞異事」という記載要求事項こそ、風土記を單

なる地方の様態を記した地誌として終らせることがなく、文学の書としてその名を留めさせている役を担つてゐるものであり、その記載要求をした人こそ元明ではなかつたか、と思われるからである。

農民がその生活の苦しさに喘いでいたのがこの元明朝であったとはいっても、貴族の世界、宫廷の世界ではそれとはうらはらなゆとりのある生活がされていたに違いない。時代は不安定であり農民は貧しくとも、その時代、世相から隔絶された世界が宫廷であつてみれば、そこでは労働に直接携わることのない人間が暇をもてあましていたかも知れない。しかしながら、史上に残される如き官命にこうした政治経済的要

求事項とは無関係な記載要求が加えられたのは、最高権力者であるはずの元明の好尚によるものと考えてよいのではなかろうか。

さて、こう考えてくると必然的に想起されるもの、それは古事記に他ならない。その序によれば、稗田阿礼はもう二十余年も前から帝紀、旧辞を誦習しており、しかも阿礼は多彩な伝承を有する猿女君の出身である。古者の伝承に興味を持ち、風土記の撰進に際してその伝承をも載せることを望んだのが元明であつたと考へ得るなら、その元明はそれ以前すでに阿礼の伝承に又阿礼の誦習に関心を寄せていたのだとも考え得よう。

かくの如き風土記撰進の詔に示された元明の好尚を考え、又続日本紀に示された元明の姿をも考慮に入れた時、古事記

と元明とはますます切り離し得ないもの、と思われてくる。即ち、即位の詔にみられる慎重さ、そしてその施政の様子から窺われる懸命な姿といったものこそ、後に堂々と聖武天皇として登場する首皇子に対する深い配慮の程をも我々に偲ばしめるものに他ならず、そしてこの古事記は、ひとつには元明がこの首皇子の教育をも目的として成書化せしめたのではなかか、と想像されるからである。

次に、古事記編纂の発端といわれる天武朝まで溯り、その動向を探ると共に古事記誕生までの経過を考えてみよう。

三、古事記の誕生

天武天皇が史書の撰修を行なつたことは、

是に天皇詔りたまひしく「朕聞く、諸家の費る帝紀及び本辭、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふと。今の時に当りて、其の失を改めずば、未だ幾年をも経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家の經緯、王化の鴻基なり。故惟れ、帝紀を撰録し、旧辭を討覈して、偽りを削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ。」とのりたまひき。
という古事記の序文、及び日本書紀の

天皇、大極殿に御して、川島皇子、忍壁皇子、広瀬王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下上毛野君三千、小錦中忌部連首、小錦下阿曇連稻敷、難波連大形、大山上中臣連大島、大山下平群臣子首に詔して、帝紀と上古の諸事とを記し定めしめたまひき。（天武十年三月）

という事実から知られるが、両者が如何なる関係にあるかは

従来問題とされているところである。まず、その時期については坂本太郎氏を代表とする序文の事実を先とする説、及び

平田俊春氏を代表とする天武十年の事業を先とする説とが大

きく対立していることは周知の如くであるが、いざそれが先か

と言えば、私は後者の天武十年の事業を先とする方に従いた

い。いうのも、平田氏が言われる如く、十年の記定事業が

まず行なわれ、それがうまくいかなかつたからこそ「朕聞

く、諸家の賣る帝紀及び本辞、既に正実に違ひ、多く虚偽を

加ふと……」という序文の事実が明らかになつた⁽⁴⁾と考え

られるからである。

しかばこの十年の記定事業の目的は如何なるものであつただらうか。やはりこれをめぐつても、天武十三年十月の八色の姓制定のための氏姓決定を目的としていた、と主張する説とその否定的見解をとる説とが対立する。前者の立場に立つ平田氏は、

これは氏姓を基にしての大改革である。そのためには諸氏の出自を調査しなければならぬが、諸家はその系譜を偽り、できるだけ皇室や祖神に近づけようとする。それでまず帝紀旧辞を討覈し、正しく記定しなければならぬ。しかしこれは容易ならぬ事業であり、それに備えて十年三月委員を任命してそのことが開始されたのではあるまいか。⁽⁵⁾

と述べられているが、さらにそれを強調しているのが大久

保正氏であり、

この氏姓改革に備えて官人身分採否の岐路に立つ豪族層は争つて自家の地位を少しでも有利にしようと狂奔し、

その系譜を偽つて皇室や祖神に近づけようと家伝を改削してはばかりなかつたであろうと推測される。⁽⁶⁾

として、それに對処して行なわれたのが氏姓改革のための十年の記定事業だった、と言わられるのである。

もちろん、天武十三年に八色の姓制定という事実がみられるからには、この頃天武がその姓の尊卑の判断の基準となる諸家の有する帝紀旧辞に深く関心を寄せていたであろうことは想像される。しかし、十年の記定事業以前、一体諸家はそのことをどれ程感知していただらうか。そしてそれ程「家伝を改削」するに懸念であつただらうか。しかもそのためこそ天武は十年の記定事業を命じたのであらうか。

私は、氏姓決定が記定事業の目的の中に含まれていたらうことを否定するものではない。しかし坂本氏も主張されておられる如く、それはある目的の一部分であつて、決してそのすべてではなかつた⁽⁷⁾のではないか。というのも、官人の選考に姓の尊卑が重視される旨の詔が下されたのは、十年の記定事業の後、即ち天武十一年のことであり、しかも天武朝初期にはむしろ才能を重んじる傾向が強く、十年の記定事業以前にはそれ程姓の尊卑が云々されたとは思われないからである。

天武二年五月に定められた出身の法では、

それはじめて出身せむとする者は、まず大舎人に仕へしめ、しかる後にその才能を選んで當職に充てよ。

とその才能が重視されていることがわかるが、その五年後、即ち天武七年十月の詔にも

およそ内外の文武官は、毎年に史以上の属官人等の公平して格勤しき者を、その優劣を議りて進むべき階を定め、正月の上旬以前に具に記して法官に送れ。

とその努力を重んじる旨が示されており、姓の尊卑を重視すべき傾向はまつたくみられない。しかし天武八年正月になる

諸王は、母といへども王の姓にあらずは挙むことなけれ。およそ諸臣も、また卑き母を挙むことなけれ。

と姓の尊卑をかなり重視すべき詔が下されてはいる。とはいいうもののこれは直接官人の選考につながるものとは考えられず、姓の尊卑が官人の考選に大きくかかわつてくることを明確に示している詔は、「記定事業の翌年即ち天武十一年八月のおよそ諸の考選」はむ者は、能くその族姓と景迹とを検へて、方に後に考めよ。もし景迹行能灼然くとも、その族姓定まらざる者は、考選の色にあらず。

以上の如く天武十年以前の動向を眺めてきた時、果してこの頃それ程諸家が争つて「自家の地位を少しでも有利にしてよう」と狂奔し、その系譜を偽つて皇室や祖神に近づけようと家伝を改削」と言えるかどうかは疑問である。ましてそのためこそ、天武が十年の記定事業を命じたと考えられるであろうか。もちろん記定事業の目的の一つには姓の決定ということもあつたに違いない。しかしその目的は、坂本氏の言われている「もつと広い意味での歴史編修の基礎作業としての帝紀・旧辞の記定」⁽⁸⁾ではなかつたか。近江令を承けて淨御原律令の制定に努力した天武は、それに對応して国史の編修を企てたのではなかろうか。天武は「律令と歴史といふ二本の柱によつて、この時代をがつちりと支えんとした」⁽⁹⁾が重視されることが公にされたのはあくまでも記定事業の後だったのである。といつてもそれ以前にも諸家にその傾向が伝わることはあつたかもしれない。事実、八年には官人の選考にかかるものではないといつても姓の尊卑をいう詔が示されている。しかし、諸家が姓の尊卑が考選の法にかかわることに気付く可能性があるなら、それはこの八年の詔よりもしろ九年に至つてからだと考えられよう。というのは九年正月に「忌部首首に姓を賜ひて連と曰ひき」という記事がみられ天武朝における初めての賜姓がここに行なわれているからである。しかしながら、以後天武十年まで他の賜姓がみられないところをみると、このこともそれ程諸家を刺激したとは考えられないのではなかろうか。

以上のように天武十年以前の動向を眺めてきた時、果してこの頃それ程諸家が争つて「自家の地位を少しでも有利にしてよう」と狂奔し、その系譜を偽つて皇室や祖神に近づけようと家伝を改削」と言えるかどうかは疑問である。ましてそのためこそ、天武が十年の記定事業を命じたと考えられるであろうか。もちろん記定事業の目的の一つには姓の決定ということもあつたに違いない。しかしその目的は、坂本氏の言われている「もつと広い意味での歴史編修の基礎作業としての帝紀・旧辞の記定」⁽⁸⁾ではなかつたか。近江令を承けて淨御原律令の制定に努力した天武は、それに對応して国史の編修を企てたのではなかろうか。天武は「律令と歴史といふ二本の柱によつて、この時代をがつちりと支えんとした」⁽⁹⁾

のだろう。その国史こそ「邦家の経緯、王化の鴻基」たるべく天武が願っていたものではないだろうか。

とにかく十年の記定事業は始められた。多くの資料が集められたであろう。そしてそこには多くの虚偽が発見されたのである。それは決して半年や一年のうちに作り出された虚偽ではなく、古くから伝わつてくるうちに加えられ変化したものであつただろう。そして諸氏の利害に関するところには異論百出で皇子等には決し得ないものもあつたかもしれない。多くの虚偽の発見と共に、事態の收拾がつかなくなると、天武は自らその削除に取り出した。つまり、十二名という大規模な事業から今度は阿礼と二名の小規模なものへとかわったわけである。初めは国史の編纂という大きな望みを抱いていた天武も、そのあまりの繁雑さからまず当面の問題をここで姓の決定のためにしばつたのではないだろうか。阿礼を助手に帝紀を撰録し旧辞を討覈した天武は、その当面の問題である姓の制定のための記定に関しては一応の満足のゆくものを作り得たのだろう。即ち、天武十三年に八色の姓の制定が行なわれているという事実は、当面の問題を姓の決定にしばり、それに関しては一応の記定ができたことを意味しているとみなされるためである。しかしながら、当初の目的の「邦家の経緯、王化の鴻基」たるべき国史の編纂は「未だ其の事を行ひたまはざりき」とある如く、積極的に行なわれないまま天武は崩じてしまったのである。一度は挫折した十年の記定事業も、そこで全く捨て去られたわけではなく、恐らく形

を変え人を変えて続けられていったであろう。この記定事業が後の日本書紀編纂の開始であるとは断言できなくとも、その基礎作業となつたことは間違いないと思われ、その編纂過程を物語るものとして、持統五年八月大三輪氏等十八氏に詔して祖先の纂記を上進せしめたことや、和銅七年二月紀朝臣清人、三宅臣藤麻呂が国史の編纂員とされていることなどがあげられるが、それに反し、天武朝から元明朝に至る二十数年の間、古事記に関する資料はまったく伝えられていない。この二十数年という空白期に疑問を抱いた坂本氏は、天武と阿礼との帝紀旧辞の討覈が中止されたのは天皇の崩御によるものではなく、天皇によって放棄されたためであり、それ故持続も文武もそれに手を触れずこの空白期が続いたのだ⁽¹⁾、と解決されている。しかし私には、天武十年の大規模な記定事業が天武と阿礼との小規模な事業に移ると共に、その目的も一応当面の問題である姓の決定のためにしばつたことによつてともかくも満足が得られ、よつて持統も文武も阿礼の統けている誦習にはそれ程関心を払わなかつたためこの空白期が続いたのではないか、と思われるるのである。

さて、阿礼はかつて天武が「帝紀を撰録し、旧辞を討覈して、偽りを削り実を定めて、後葉に流へむ」と願つたその意志を汲んで、天皇の勅語の旧辞を誦習することを続けたであろう。と同時に天武の手に負えなかつた部分を徐々に記定しつづけていたかもしれない。それは、初めのうちは天武の立った方針によつて行なわれたかもしれないが、次第に阿礼

なりの方法にかわっていったであろうことは推測に難くない。持統朝、文武朝と時代は移りかわってゆく。それは長い仕事であった。誦習を命ぜられた時は二十八才という血氣しかんな若者であった阿礼も、元明朝に至つてはすでに五十の年を越え老年期に入つてきただのである。誦習能力の限界にも達した頃であろう。その長い間の苦心がこのまま失なわれるのはあまりに無念であつたに違いない。何とかしてそれを成書化したいと望んだことだろう。そしてこの時の天皇こそ元明女帝であった。この元明こそ阿礼にひとたならぬ興味をよせ、その願いを受け入れ得た天皇だったのではなかろうか。

阿礼は猿女君の出身であった。猿女は多くの御巫と共に大嘗祭における前行という晴れの儀式に必ず奉仕すべき任務をもつており、それは後代までの厳重な慣例であった。又この祭儀の舞楽にも奉仕すべき任務を有しており、もちろんその由緒としては久しい以前から天孫降臨の神話や天石屋戸の神話が援用されていた。従つてこの氏の出である阿礼は、それらの旧辞に明るかったであろうし、しかもそれらの旧辞は国家的に極めて重要な意義を有するものであった、のである。

(1) そのうえ二十八才という若さの舍人稗田阿礼が天武のめがねにかなつたのが「目に渡れば口に誦み、耳に拂るれば心に勤しき」という聰明さの故であったのなら、それは即ち物覚えのよさであり、又量的にも多大の伝承を有していたためであつただろう。

このように、古い来歴を有する神事の家柄の出身であつて

旧辞の伝承にも通じていたのが阿礼、又多大の伝承を有していたのが阿礼であったとなると、風土記という公の書の撰進にさえ「古老相伝旧聞異事」を載せるべしと命じた元明が、この阿礼に、この阿礼の伝承に興味をかきたてられたのはむしろ当然すぎる位であつたに違いない。元明は長い間誦習を続けている阿礼を知り、阿礼がその成書化を望んでいることを聞きつけ、その誦習に関心を持ち、又阿礼なる人物の伝承にも興味を寄せたのだろう。そこから起る元明の成書化の希求と阿礼のそれが一致したところにこそ、古事記の誕生といふことがあり得たのではないか。こう考えてみると、風土記撰進の詔の中に政治経済的なものとは無関係な記載要求事項が加えられていたのは、元明がこの古事記を読み終りその妙味を味わつたからこそ、今度は地方の「古老相伝、旧聞異事」を知りたいとの欲求にかられたためとも考えられよう。とにかくこの両者の事実は元明天皇その人の好尚を抜きには考へられないことに思われるのである。

元明は、かつての天武の企画をもちろん知つてはいただろう。が、かれこれ三十年近くも前のことである。その意志をそつくり受け継ぎ、そつくり再現しようとは思わなかつたに違いない。しかしながら、古事記の成書化が元明朝にあつたのは天武との血族的親近関係から、又「無レ改ニ先軌」、「守而不違」という先軌を守る元明の本性の故であつたとも言われている。確かにこれらのこととも遠からぬ原因であつたかもしれない。しかし私は、もっと近いもつと具体的なまづか

けとして、風土記撰進の詔にみられる元明の好尚を特筆したいのである。

さらにもうひとつ、直接のきっかけとは言えなくともやはり遠からぬ原因と考えうるものとして、先にも記した如く後の聖武帝、首皇子の存在を私はとりあげたい。文武の崩御によつて致し方なく皇位を踏んだ元明は、首皇子の成人までの中継が自分であることをすでに即位の詔に暗示していた。しかもその治世の様子から、懸命に政務と取り組んでいる姿が偲ばれる元明であれば、その胸中には後の皇位継承者である孫の首皇子のことが絶えずゆききしていたに違いない。首皇子の教育に関する決して無関心ではなかつただろう。古事記の誕生のあつた和銅五年、皇子は十二才であった。彼が聖

武帝として皇位についたのは二十四才の時であるが、その間政務は元正女帝に受け継がれ、しかもこの元正朝には殊に皇子の教育のことが大きく記されている。養老三年正月には藤原朝臣武智麻呂、多治比真人県守らが皇太子の贊引として任じられていること、その二年後の養老五年正月には紀朝臣男人、山上臣憶良等十六名が東宮侍講に任命されていることなど、それを明らかに物語るものであろう。皇子に対するこのような配慮が元正朝になされていることを思えば、元明の治世における皇子の存在も推して知るべしであろう。してみれば元明朝の古事記の成書化も、ひとつにはこの皇子の教育をも対象としていたのではないか、という想像も決して

元明は、自らの好尚により、又天武の撰録し討覗した帝紀旧辞が滅びるのを遺憾に思い、阿礼の長い間の苦労を汲み、又後の天皇となるべき首皇子の教育のためにもと考へて、その阿礼の誦習する勅語の旧辞を中心に、さらに阿礼の伝承をも加えて成書化するよう命じたのはなかろうか。古事記の対象が国内の官人であるとみるとよりも、むしろ元明と首皇子といった類の人達であつたとみる方が、文芸性、歴史性といふ二面の内容を有する古事記の存在が極めて自然に理解しうるし、ここに神田氏の言われる「少年少女文学」的な古事記の誕生もうなづけるのである。

四、結び

かくして私は、古事記は天武ではなく元明によって企画され誕生したと考えた。即ち、天武の行なつた事業は決して古事記の如き書物のためのものではなく、もつと書紀的な「邦家の經緯、王化の鴻基」たるべき国史の編纂のための記定事業だったと思われる。それも事態の困難さから小規模な八色の姓の制定のための記定事業に変えられたため、その目的は一応果たされたが、国史の編纂という当初の目的は遂げられぬうちに、天武は崩じてしまった。天武の記定の続きを細々と続けたのが、又天武の勅語の旧辞の誦習を延々と続けたのが、阿礼であつて、その誦習能力も限界に達した頃、丁度その阿礼に興味をもつたのが他ならぬ元明であり、そうした元明の好奇心やその滅亡を惜しむ気持と、阿礼の成書化の望

みとが一致した時にこそ、又常に元明の胸を往来していたであ

あらう首皇子という存在があればこそ、現存の如き古事記の誕生はあり得たのではなかろうか。

もちろん、元明なくしても阿礼の誦習する勅語旧辞の滅亡を惜しんで古事記成書化のことはあつたかもしれない。そして地方の様態を調査するべく風土記撰進を命ずることもあるかも知れない。しかし元明なくしてそれらが現伝する如き文学的書物として残されるに至つたかどうかは疑問である。

神田氏がその企画を女帝に求め、その読者を元正や輕皇子に求められたのは、注目すべき新見であろうと思われるが、

あえて序文を抹殺されなくとも、同様の見地から序文に基づいて古事記の誕生を探ることは可能なのではないだろうか。

ともあれ、序文に基づいた以上の如き推測が可能ならば、元明天皇こそ文学としての古事記、風土記を生ましめた陰の功労者として、もつと注目されるべき女帝であろう。

注(1) 「動搖する古事記の成立」解釈と鑑賞・第三九卷第一号
(2) 「『権立つらしも』の背後にあるもの」国文学(関西大学)

・第二九号

(3) 「和銅六年五月甲子の官命」国文学(関西大学)・第二九号

(4) 「日本古典成立の研究」五六頁
(5) 同右、五五頁

(6) 「上代日本文学概説」一〇〇頁
(7) 「古事記の成立」古事記大成—歴史考古篇一三五頁
(8) 同右、三五頁

(9) 肥後和男氏、「記紀の成立と史実性」国文学(学燈社) 第五卷第三号

(10) 「古事記の成立」古事記大成—歴史考古篇一四一頁
(11) 倉野慈司氏、「古事記」日本文学史上代(久松潛一編)・一〇一頁

(12) 同右、一〇五頁

尚、引用は、古事記は日本古典文学大系(岩波書店)、日本書紀は日本古典全書(朝日新聞社)、続日本紀は国史大系(吉川弘文館)による。